

## 『Kマスター 民法Ⅱ』(KU25025)

## 訂正表

2026年03月17日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 685	上から7行目	誤	2026(令和8)年5月23日までに施行される。	2026/03/17
		正	2026(令和8)年4月1日に施行される。	
P. 685	(1)④※ 上から1行目	誤	※ 夫婦間の契約取消権の廃止(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 夫婦間の契約取消権の廃止(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 687	下から1行目	誤	2026(令和8)年5月23日までに施行される。	2026/03/17
		正	2026(令和8)年4月1日に施行される。	
P. 689	(4)①(d)※ 上から1行目	誤	※ 精神病離婚の削除(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 精神病離婚の削除(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 689	(4)①(d)※ 上から2行目	誤	精神 <b>秒</b> 者に対する偏見	2026/03/17
		正	精神 <b>病</b> 者に対する偏見	
P. 690	④(a)※ 上から1行目	誤	※ 離婚等の場合の共同親権の導入(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 離婚等の場合の共同親権の導入(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 690	④(b) 上から10行目	誤	※ 親子交流に関する規律の見直し(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 親子交流に関する規律の見直し(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 690	④(b) 下から1行目	誤	※ 養育費に関する規律の見直し(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 養育費に関する規律の見直し(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 691	⑤※ 上から1行目	誤	※ 財産分与に関する規律の見直し(2024年改正。2026年5月23日までに施行)	2026/03/17
		正	※ 財産分与に関する規律の見直し(2024年改正。2026年4月1日に施行)	
P. 703	(1)①(a) 下から2行目	誤	なお、実父母に監護者がいる場合は、 <u>監護者の同意</u> も必要である(同条2項前段)。	2026/03/17
		正	なお、養子となる者の実父母に監護者がいる場合は、 <u>監護者の同意</u> も必要である(同条2項前段)。 <u>もつとも、縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、監護者が縁組に同意しない場合には、家庭裁判所は、同意に代わる許可を与えることができる(同条3項前段)。</u> また、代諾縁組について共同親権を有する父母間の協議が調わない場合、 <u>家庭裁判所は、代諾縁組が子の利益のため特に必要であると認めるときに限り、父母の一方が単独で代諾できる旨を定めることができる(同条4項・824条の2第3項)。</u>	
P. 707	上から14行目	誤	2026(令和8)年5月23日までに施行される。	2026/03/17
		正	2026(令和8)年4月1日に施行される。	

P. 708	②※ 上から1行目	誤	※ 離婚等の場合の共同親権の導入（2024年改正。2026年5月23日までに施行）	2026/03/17
		正	※ 離婚等の場合の共同親権の導入（2024年改正。2026年4月1日に施行）	
P. 708	③※ 上から1行目	誤	※ 養子縁組後の親権者の明確化（2024年改正。2026年5月23日までに施行）	2026/03/17
		正	※ 養子縁組後の親権者の明確化（2024年改正。2026年4月1日に施行）	
P. 709	(1)①※ 上から1行目	誤	※ 親の責務等に関する規律の新設（2024年改正。2026年5月23日までに施行）	2026/03/17
		正	※ 親の責務等に関する規律の新設（2024年改正。2026年4月1日に施行）	
P. 710	(3)※ 上から1行目	誤	※ 親権の行使方法の明確化（2024年改正。2026年5月23日までに施行）	2026/03/17
		正	※ 親権の行使方法の明確化（2024年改正。2026年4月1日に施行）	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。